二　住所
変更前　東京都中央区日本橋堀留町一丁目八番十三号
変更後　東京都千代田区鍛冶町二丁目六番一号
三　事務所の所在地
変更前　東京都中央区日本橋堀留町一丁目八番十三号
変更後　東京都千代田区鍛冶町二丁目六番一号

○環境省告示第百二十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十三条の二第三項の規定に基づき、情報処理センターの名称、住所及び事務所の所在地について変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年八月十六日

環境大臣　細野　豪志

一　名称
変更前　財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
変更後　公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
二　住所
変更前　東京都中央区日本橋堀留町二丁目八番四号
変更後　東京都千代田区二番町三番地
三　事務所の所在地
変更前　東京都中央区日本橋堀留町二丁目八番四号
変更後　東京都千代田区二番町三番地

○東北地方整備局告示第百二十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から代表者の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年八月十六日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号
東北地方整備局長　4
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
一般財団法人ふくしま建築住宅センター
三(1)　代表者の氏名の変更

変更前	菊池　光矩
変更後	佐々木孝男

(2)　変更年月日
平成二十四年四月十八日
四(1)　評価員の氏名の変更

変更前	菊池　光矩
変更後	—

(2)　変更年月日
平成二十四年四月十八日
五(1)　役員の氏名の変更

変更前	白井　武男
変更後	—

(2)　変更年月日
平成二十四年三月三十一日
六(1)　役員の氏名の変更

変更前	菊池　光矩
変更後	—

(2)　変更年月日
平成二十四年四月十八日

○東北地方整備局告示第百三十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年八月十六日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号
東北地方整備局長　4
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
一般財団法人ふくしま建築住宅センター
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	柳内美都子
変更後	古河美都子

(2)　変更年月日
平成二十四年六月一日
四(1)　役員の氏名の変更

変更前	—
変更後	嵐　繁雄

(2)　変更年月日
平成二十四年六月六日

○関東地方整備局告示第二百九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月十六日

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	前橋市上細井町字中島一三五四番一地先から同市上細井町字蝉山一六五三番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年八月十六日